

- (2) 郡市医師会・全道規模専門医会単独主催講座に対する助成
 - (3) 郡市医師会等各種団体主催講座の認定と受講証の発行
 - (4) 日本医師会生涯教育制度改定への対応
2. 自宅学習環境の整備および評価事業
 - (1) 生涯教育シリーズXX「呼吸器疾患」の北海道医報への連載と合本
 3. 学会および教育・研究機関との連携
 - (1) 医学会開催に対する助成
 - (2) 道内三大学病院研修登録医(臨床登録医)制度への協力
 - (3) 新医師臨床研修制度への協力、指導医のための教育ワークショップの開催

4. 北海道医学大会の開催
5. 北海道医師会賞の贈呈

[財 務 部]

1. 会計・経理
 - (1) 公益法人会計基準の改正等への対応
 - (2) コンピュータによる会計システム導入の検討
 - (3) 資金の安全な運用
 - (4) 計画的特定積立預金の確保
2. 会館および附属設備の管理運営
 - (1) 中長期保全工事実施計画の検討
 - (2) 優良テナントの維持
 - (3) 万全な保守整備

お知らせ

性犯罪被害者に係る 医療経費等の負担軽減措置の改正について

—北海道警察からの依頼—

1. 改正の目的

平成17年4月に施行された「犯罪被害者等基本法」に基づき、同年12月27日に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」に「性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減」が盛り込まれたことを受け、北海道警察においては、平成18年4月1日から、性犯罪被害者に係る医療経費等の負担軽減措置を実施しています。

このたび、本制度を一層充実させるために、平成24年4月1日より公費負担の支出要件が拡充されますのでお知らせします。

2. 改正内容

これまで公費支出の対象にならなかった、警察へ届け出をする前に医療機関を受診した被害者の医療費も公費で負担します。

なお、被害者が警察届出前に医療機関を受診し、すでに医療費を支払っている場合には、医療機関から被害者へ医療費を返還した後、改めて警察による公費支出手続きを行います。

3. その他

医療経費の請求方法等については、従来からの制度と変わりありません。

医療機関においては、医療費を警察負担分と被害者負担分に分けて、それぞれに請求してください。その他、制度についての不明点は下記担当部署まで問い合わせ願います。

担当部署

北海道警察本部 刑事部
捜査第一課 性犯罪捜査係
電話011-251-0110 (内線4116、4120)

(総 務 部)